

## 「埋蔵文化財発掘の届出（93条）」提出のお願い

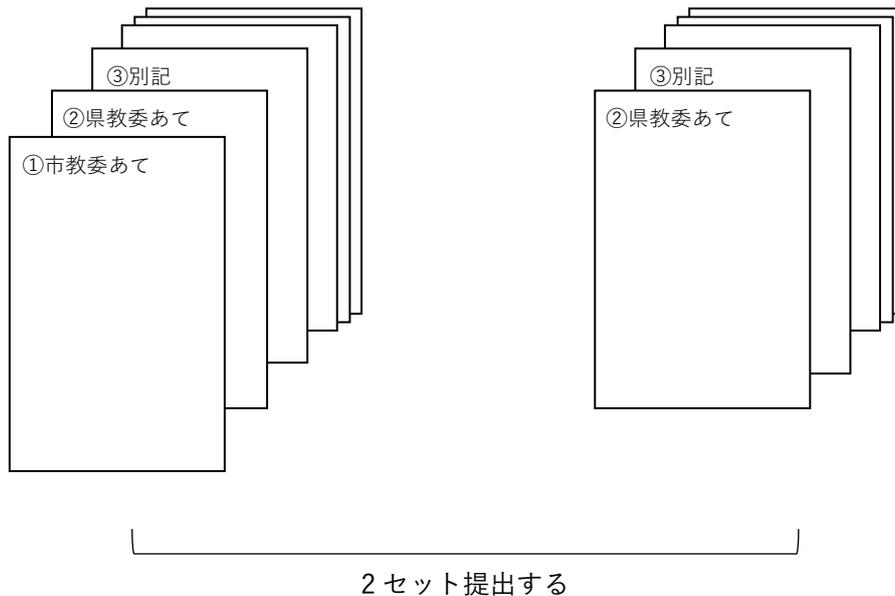
（令和8年2月）

「埋蔵文化財発掘の届出（93条）」は、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内で工事を実施する場合に必要となる書類です。この届出は、大船渡市教育委員会を經由して岩手県教育委員会に提出されます。

必要事項を記入し、添付書類が揃いましたら、教育総務課宛てに必要な部数（下図参照）を提出してください（郵送可）。後日、岩手県教育委員会からの回答通知を送付いたしますので、送付先のご希望がありましたらお伝えください。届出の提出から回答の送付までには概ね1ヶ月程度かかります。

埋蔵文化財包蔵地の範囲は「[いわて遺跡地図](#)」「[いわてデジタルマップ](#)」等でも確認できますが、情報が最新ではない場合や、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外においても、事前に現地踏査及び試掘調査の実施が必要になる場合がございますので、必ず提出前に教育総務課にご相談ください。

### 埋蔵文化財発掘の届出（93条）の提出部数



①・②	・ 右上の届出者欄には、工事の原因者（住宅であれば建主、店舗・工場・事務所等であれば事業者）の住所・氏名を記入してください。 <u>押印は不要です。</u>
③	<b>裏面をご覧ください。</b>
添付書類	・ 工事を行う場所がわかるよう、縮尺1/5,000～1/10,000程度の位置図を添付してください。 ・ 工事の規模・概要がわかるよう、平面図・立面図等の主要な図面を添付してください。 ・ 建物基礎や埋設物等地面の掘削を伴う部分については、具体的な位置・規模がわかるような図面を添付してください。 ・ 登記簿・公図の写し等は添付不要です。

### ③「別記」に記入する内容

1. 所在地 工事を行う場所の住所をご記入ください。地番が複数になる場合は、原則、全ての地番を記入してください。対象地が無番地の場合は、隣接する地番を記入の上「地先」と記入してください。地番が多く記入が難しい場合や、不明の場合は、事前にお問い合わせください。
2. 面積 工事の面積をご記入ください。
3. 土地所有者 「1. 所在地」の所有者名および住所をご記入ください。多い場合は別紙でも可。
4. 遺跡の種類 \_\_\_\_\_ } ※ ご不明の場合は下記まで  
遺跡の名称 \_\_\_\_\_ } お問い合わせください。  
員 数 該当する遺跡数をご記入ください。 ※ ご不明の場合は下記まで  
遺跡の現状 工事範囲の現在の状態を右の項目から選び、○で囲んでください。（複数可）  
遺跡の時代 \_\_\_\_\_ ※ ご不明の場合は下記まで  
お問い合わせください。
5. 工事の目的 工事の主な目的として該当する項目を○で囲んでください。  
工事の概要 工事の概要を簡潔にご記入ください。（店舗新築工事、住宅増築工事 等）
6. 工事主体者 ①・②の届出者と同一の住所・氏名等をご記入ください。
7. 施工責任者 工事を実施する業者等の所在地・名称をご記入ください。届出時点で決まっていない場合は「未定」とご記入ください。
8. 着手予定時期 **届出はこの着手予定時期の60日前までにご提出願います。**（「～月上旬」等でも可）
9. 終了予定時期 工事の終了予定時期をご記入ください。
10. 参考事項 参考とすべき事項がありましたらご記入ください。
- 指示事項 県教育委員会の記入欄ですので、なにも記入しないでください。

届出提出先・お問い合わせ先

**大船渡市教育委員会 教育総務課 文化財係**

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町宇津野沢 15

TEL 0192-27-3111 (内線 296) FAX 0192-27-8878

お問い合わせフォーム <https://www.city.ofunato.iwate.jp/mailform?group=48>



お問い合わせフォーム  
(二次元コード)